

違法伐採総合対策推進事業（継続）

【平成19年度概算決定額 118,000(120,000)千円】

事業のポイント

合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の円滑な供給のための体制整備を支援するとともに、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性等について、企業、消費者等に対する効果的な普及啓発を展開します。

- ・ 森林における違法伐採は、地球規模での環境保全や持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題。
- ・ G8英国サミット(2005年)の結果を踏まえ、「日本政府の気候変動イニシアティブ」として我が国の具体的な対策を内外に表明。
- ・ 2006年4月、グリーン購入法により、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入。

政策目標

国等の機関によるグリーン購入調達実績

特定調達品目[※]の調達率95%以上（平成20年度）

注：合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品に係る品目とする。

<内容>

合法性等証明木材の円滑な供給、普及啓発

合法性等が証明された木材の円滑な供給が可能となるよう、関係者から構成される協議会を設置し、自主的取組の実地検証、情報提供・指導助言等を行うとともに、合法証明木材の利用推進に向けた普及啓発を実施します。これにより違法伐採対策の一層の推進を図ります。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成18年度～20年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課]